

## 【 検査 】

### 776 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）（婦人科領域）の算定回数について

《令和8年1月30日》

#### ○ 取扱い

婦人科領域における次の傷病名等に対するD215「2」「ロ」(1)超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定回数（間隔）等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 子宮内膜症に対しては、診断確定時1回、経過観察時3か月に1回、治療効果確認時4週に1回
- (2) 卵巣腫瘍の経過観察時、子宮筋腫、卵巣のう腫に対しては、3か月に1回

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

婦人科領域における超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）は、患者の病態を把握する上で有用であり、適切な実施回数（間隔）は傷病名や実施目的（診断、経過観察、治療効果の確認）により異なるものと考えられるが、原則として上記のとおりが妥当と判断した。